

玉組並會社側と裏面折衝を続ける一方七月二十日演説會を開き輿論喚起に努めた。

七月二十五日の公判にて懲役三ヶ月（一名）同二ヶ月（七名内五名は四ヶ年猶豫）同一ヶ月（七名全員一ヶ年猶豫）の判決ありて組合幹部は益々解決に腐心し兒玉組と敵次に直りて折衝したるも態度曖昧なる爲同三十一日製鋼労働小倉會館にて緊急執行委員會を開き所屬組合より前衛隊の派遣ビラ撤布會社工場長訪問を決議した。

八月二日午後三時組合幹部等は兒玉組代表と會見したるも中心要求たる復讐に就て双方相譲らず物別れとなり引揚げるヤビラを町内一帯に撤布した。

同日午後八時組合幹部元坂順次は坂本工場長の自宅を訪問して善處方を懇願した。

6、調停斡旋状況

双方強硬に主張を固持容易に解決せざるを以て所轄行橋署にては双方關係者を招致して意見を聴取し斡旋に努めたが兒玉組は全員解雇家族見舞金千圓支給、争議側は争議費用貳千參百圓一切の要求撤回を條件に家族見舞金貳千五百圓を主張して纏る處なかつたのである爲が更に斡旋の結果會社側が應分の費用を出す事になりたる爲十七日午後九時左記の通り解決するに至つた。

十四、解決條件

- 1、兒玉辰三は争議側員二十一名の復職を認めず
- 2、争議側は一切の要求を撤回す
- 3、兒玉辰三は家族見舞として金一計（貳千八百圓）を贈呈す